

予定価格  
決定者印



## 予 定 価 格 調 書

平成26年4月14日

下記物件の売払いの予定価格を次のとおり決定する。

予定価格 金 67,425,611 円

### 記

○ 旧埼玉県立本庄北高等学校（土地建物）

所 在	地目・種別	面積 (m)
本庄市仁手2167-1	学校用地	42,942.37
	校舎ほか	13,214.77



## 土地建物売買予約契約書



旧埼玉県立本庄北高等学校の土地及び建物の売却に当たり、埼玉県（以下、「甲」という。）と学校法人塩原学園（以下、「乙」という。）は、次のとおり土地建物売買予約契約（以下、「予約契約」という。）を締結する。

## (趣旨)

第1条 甲は、甲所有の以下の土地及び建物（建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。この土地及びこの建物を以下「この土地建物」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けることを予約する。

所在	区分	地目/種類	面積/床面積 (㎡)
本庄市仁手2167番1 ほか28筆 (別添のとおり)	土地	学校用地	42,942.37
同上所在建物 18棟 (別添のとおり)	建物	校舎 ほか	13,214.77

## (売買代金)

第2条 この土地建物の売買代金は、70,000,000円とする。

## (土地建物売買契約の締結)

第3条 甲及び乙の合意の上、この土地建物の売買契約（以下、「売買契約」という。）を平成26年12月31日までに締結するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期限を延長することができる。

## (売買代金の支払い)

第4条 乙は、売買契約締結後、売買代金を甲の発行する請求書により、甲が指定する日までに支払うものとする。

## (所有権の移転等)

第5条 この土地建物の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

## (所有権の移転登記)

第6条 この土地建物の所有権の移転登記は、前条の規定による売買代金完納後、甲が遅滞なく所轄法務局に嘱託して行うものとする。

## (費用)

第7条 この予約契約締結に要する費用及び前条の登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。ただし、登記手続に関する費用は甲の負担とする。

## (危険負担)

第8条 この土地建物がその所有権の移転の時から引渡しの時までに、甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損害は、乙の負担とする。

## (予約契約の効力)

第9条 この予約契約は、次の各号の一に該当するときに失効する。

- (1) 売買契約を締結したとき

(2) 第3条に定める期日までに売買契約が締結できないとき

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、この予約契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供する等の処分を行ってはならない。

(予約契約の変更)

第11条 この予約契約は、甲、乙の書面での合意がなければ変更することができない。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 この予約契約は日本国の法令に従い、この予約契約に関する紛争又は訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第13条 この予約契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲、乙の間で協議して定める。

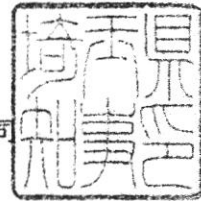
この予約契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成26年5月12日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 上田 清 司



埼玉県本庄市仁手1789番地

乙 学校法人塩原学園

理事長 山口 修

